

プラザ萬象団体室の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、プラザ萬象の設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年敦賀市教育委員会規則第6号。以下「施行規則」という。）第18条に基づき、プラザ萬象団体室の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる団体室)

第2条 団体室の対象となる箇所は、別表のとおりとする。

(団体室の使用対象者)

第3条 団体室の使用団体は、営利を目的としない団体であり、社会教育及び文化振興を含む教育、社会福祉、社会奉仕、まちづくりの活動を行う団体かつ敦賀市内全域を活動とする団体とする。

2 敦賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は前項に掲げる団体であることに加え、別に定めるプラザ萬象団体室使用許可選考基準に規定する団体を使用対象とする。

(団体室の使用及び使用時間)

第4条 団体室の使用及び使用できる時間は、教育委員会が別に定める使用説明書のとおりとする。

(使用許可の申請)

第5条 団体室の使用にあたっては、施行規則様式第1号（その2）のほか、次の各号に定める書類を教育委員会が定める期間内に提出しなければならない。

(1) 団体室使用申込添付書（様式第1号）

(2) 宣誓書

(3) 直近1会計年度の決算書

2 教育委員会は前項に定めた書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができるものとする。

3 申請にあたっては、あらかじめ教育委員会から通知する期間内に必要書類を提出するものとし、期間を過ぎたものについては、いかなる理由であっても受け付けない。

(使用許可の決定)

第6条 教育委員会は前条第1項の書類を受理したときは、使用の可否を決定し、使用許可書（様式第2号）又は不許可通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

2 使用の可否は、敦賀市プラザ萬象団体室使用団体選考委員会により決定する。ただし、書類審査により可否の判断が明らかな場合、かつ団体室数を上回る申請がない場合は、書類審査のみで使用の可否を決定することができる。

(使用期間)

第7条 使用期間は1年とする。ただし、次年度使用を希望する場合は、改めて第5条により申請し、選考の上許可を受けるものとする。

(使用料)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、団体室使用料及び電気使用料等を納めなければならない。なお、使用料及び電気使用料については、敦賀市行政財産の使用料に関する条例（昭和49年敦賀市条例第48号）に基づいて算出するものとする。なお、上記使用料以外については、使用説明書のとおりとする。

2 団体室使用料は、減免が適用されるため、使用者は減免申請書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用の制限）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、団体室の使用を制限し、または使用の許可を取消することができる。

- （1）選考基準の該当する団体ではなくなったとき。
- （2）使用説明書に記載されている事項に違反したとき。
- （3）他の使用者に迷惑をかけ、または迷惑をかける恐れがあるとき。
- （4）その他教育委員会が必要と認めたとき。

2 教育委員会が使用許可を取消し、使用を中止させたときは、団体室使用取消決定書（様式第5号）で使用者に通知するものとする。

（目的外使用、権利譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に団体室を使用し、又は権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

（特別の設備）

第11条 使用者は、団体室に特別の設備を使用とするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 使用者は、団体室の使用を終了し、または使用の許可の取り消しを受けたときは、速やかに原状に復するとともに、教育委員会に報告後、確認を受けなければならない。

（損害賠償）

第12条 使用者は、使用する団体室もしくはその付属設備を破損し、又は滅失したときは、速やかに団体室施設等損壊（滅失）届出書（様式第6号）を教育委員会に提出し、使用者においてその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、教育委員会が特に認める場合はこの限りではない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、団体室の管理に必要な事項は教育長が別に定める。

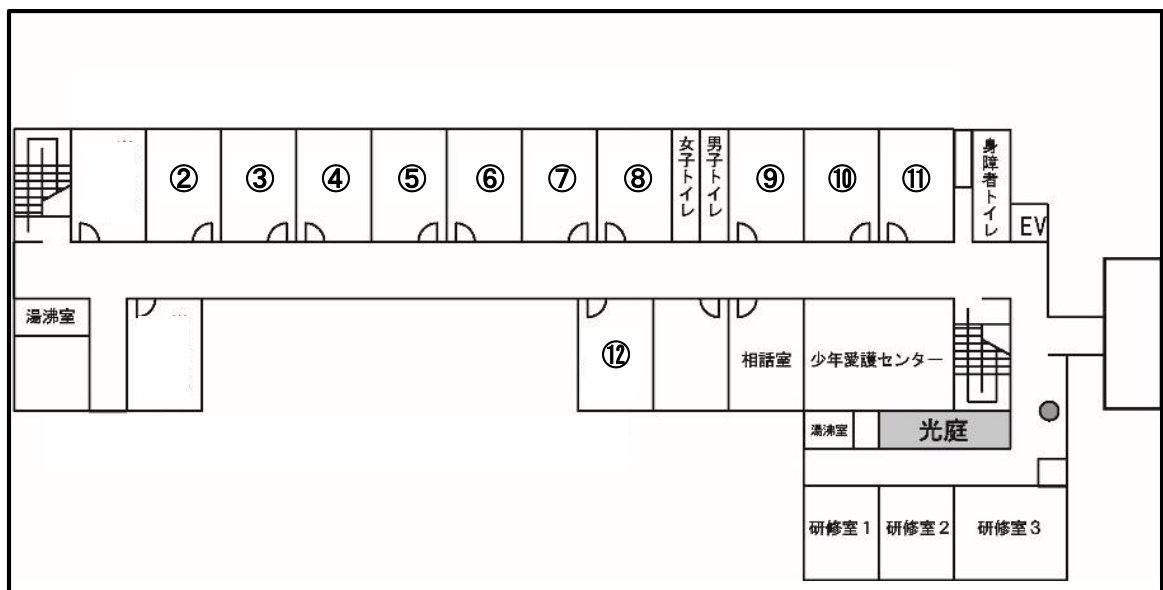
附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

階数	部屋名称
2 階	2 号室～12 号室

参考（図面中の番号を示した部分）



団 体 名 代 表 者 氏 名	
連 絡 責 任 者	
結 成 の 時 期	年 月 日
既 存 事 務 所 の 有 無	有 無
有 の 場 合 そ の 場 所	
共 同 利 用	可 ・ 不可
	共同利用可の場合の条件
	なし ・ あり（条件 ）
令 和 年 度 の 活 動 実 績	
直 近 1 会 計 年 度 の 収 入 決 算 額 （団体の保有する全 会計の合算額とする）	
令 和 年 度 の 活 動 計 画	

組 織 図

事務職員 配置計画	有 ・ 無※ ※無の場合は下も記入は不要です。
通常団体室に 出入りされる 事務職員	住 所 氏 名 電 話 勤務形態 常勤・非常勤
	利用計画（例：火から金曜午前中や週3回程度など）

※直近1会計年度の決算書を添付してください。

誓 約 書

次のいずれかにも該当しない団体であることを誓約します。

- (1) 営利を目的とする団体
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

令和 年 月 日

敦 賀 市 教 育 委 員 会 あて

住 所
団 体 名 称
代表者氏名

プラザ萬象団体室使用許可書

申 請 者	住 所			
	団 体 名 称			
	代表者氏名		責任者氏名	
使 用 目 的				
使 用 期 間	年 月 日から 1 2 ヶ月間 年 月 日まで			
使 用 室 名	プラザ萬象団体室 号室			
持込み備品				
許 可 条 件	記載した使用目的以外の使用及びその権利の譲渡、転貸はしないこと。			

上記のとおり許可する。

年 月 日

敦 賀 市 教 育 委 員 会

プラザ萬象団体室使用不許可通知書

申 請 者	住 所			
	団 体 名 称			
	代表者氏名		責任者氏名	
使 用 室 名	階 号室			
使 用 期 間	年 月 日から 1 2 ヶ月間 年 月 日まで			
不許可理由				

上記のとおり不許可とする。

年 月 日

敦 賀 市 教 育 委 員 会

様式第 4 号

プラザ萬象団体室使用料減免申請書

年 月 日

敦賀市教育委員会 殿

申請者 住 所 _____
団 体 名 _____
使用責任者 _____

次のとおり使用料の減免をお願いしたく申請します。

使 用 目 的		
使 用 日 時	年 月 日から 1 2 ヶ月間 年 月 日まで	
使 用 施 設	プラザ萬象団体室 号室	
申 請 理 由		
使 用 料		
減免した決定使用料		

様式第 5 号

プラザ萬象団体室使用取消決定書

第 号
年 月 日

殿

敦 賀 市 教 育 委 員 会

年 月 日付第 号にて許可したプラザ萬象団体室の使用については、
次のとおり使用の取り消しを通知する。

1 使用取消日

2 使用取消理由

様式第 6 号

プラザ萬象団体室施設等損壊（滅失）届出書

年 月 日

敦 賀 市 教 育 委 員 会 殿

申請者 住 所 _____
団 体 名 _____
代 表 者 _____
使用責任者 _____

団体室（付属設備等）を次のとおり損壊（滅失）しましたので届け出ます。

損壊（滅失）した日	
損壊（滅失）した施設、 付属設備等の名称	
損壊（滅失）箇所	
損壊（滅失）の内容及び 程度	
原 因	